

税務

問われる消費税法上の棚卸資産の意義

審判所、不動産管理・賃貸業者が保有する金地金は棚卸資産に該当と判断

お知らせ：次号（1057号）は1月6日発行とさせていただきます。

要約

➤ 国税不服審判所は令和6年4月25日、不動産の管理・賃貸等を目的とする法人が、課税事業者である課税期間中に取得し、免税事業者となった後で売却した金地金は消費税法上の棚卸資産に該当するとし、棚卸資産に係る消費税額の調整規定（消法36⑤）の適用があるとする判断を示し、納税者の請求を棄却。

消費税法36条5項《納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整》は、事業者が、課税事業者から免税事業者となった場合に、その直前の課税期間において、国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産に係る消費税額は当該課税期間における控除対象仕入税額に含まれないものとする旨規定している。

当該規定を巡っては、特定目的会社が取得・売却した物流施設が棚卸資産に該当するとしてその適用を認め納税者の控訴を棄却（一部補正を加えた地裁の判断を支持）した裁判例（東京高裁令和6年4月11日判決、本誌1024号40頁参照）が存在する。同判決は、消費税法上の棚卸資産の定義については、企業会計の定義を借用すべきも

のであり、営業活動としての販売をすることを主たる目的として取得・保有するものをいうと解されるとした上で、当該事案においては、一回限りの取引であるものの、取得した物流施設を原則として投資法人に売却することが特定目的会社の主目的であったとして、当該物流施設は棚卸資産に該当するとの判断を示した。

他方、企業会計においては、金地金のように市場価格の変動による利益を得ること（トレーディング）を目的として取得する資産が棚卸資産に該当するか否かの判定は、売買目的有価証券に関する取扱いに準じることとされている。売買目的有価証券に該当するか否かは、①当該資産の売買を業としていることが定款の上から明らかで、かつ、トレーディング業務を日常的に遂行し得る人材から構成された独立の専門部署によって金地金が保管・運用されているか、又は、②当該資産の売買を頻繁に繰り返しているか等により判定することとされることになる（棚卸資産会計基準第16項、金融商品会計に関する実務指針第65項）。

本件において請求人は、消費税法上の棚卸資産の意義について、企業会計における棚卸資産と同義に解すべきことを前提とした主張を展開した。具体的には、上記の企業会計における基準に照らし、①定款上の